

令和4年度インフルエンザ予防接種助成 Q & A

Q 共済組合員なら誰でも申請できますか？

A 対象者は公立学校共済組合山口支部の組合員本人です。ただし、任意継続組合員の方は対象外となります。また、被扶養者の方も対象外となります。

Q 休業中でも申請できますか？

A 申請できます。育児休業やその他休業中の方も、是非ご活用ください。

Q 領収書は原本の提出が必要ですか？

A 必ずしも原本である必要はありません。コピーでも受け付けます。

Q 領収書ではなく、レシートでも構わないですか？

A 次の5つの項目が記載されている領収書が必要になります。

①接種組合員氏名、②接種内容(インフルエンザ予防接種であることがわかる表記)、
③接種費用、④接種年月日、⑤接種医療機関名

なお、領収書が発行されない場合は、インフルエンザ予防接種助成金申請書の「医療機関による証明」欄に医療機関で証明を受けることで、領収書に代えることができます。ただし、証明に要する費用は組合員の負担となります。

Q 領収書のインフルエンザ予防接種費用の欄が「その他」と記載されているのですが？

A インフルエンザ予防接種であるか判断ができないため、受け付けできません。医療機関に対し、領収書にインフルエンザ予防接種費用分である旨の追記を依頼するか、インフルエンザ予防接種助成金申請書の「医療機関による証明」欄に医療機関で証明を受けることができれば、受け付けできます。ただし、証明に要する費用は組合員の負担となります。

Q 申請書を令和5年2月15日に郵送しました。助成は受けられますか？

A 申請書は令和5年2月15日 到着分までが助成の対象です。

Q 予防接種を2回受けた場合、限度額内であれば2回分助成してもらえますか？

A 助成できません。助成は1回のみです。

Q 申請後、助成金の入金までにどのくらいかかりますか？

A 申請書を受付けた日の属する月の翌月末日までに、共済組合への届出口座に振り込みます。

なお、決定通知書は発行しませんので、助成金の確認は各自が通帳等で行ってください。